

知立市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の 人件費率
6年度	人 72,646	千円 26,677,189	千円 1,534,726	千円 4,915,305	% 18.4	% 18.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

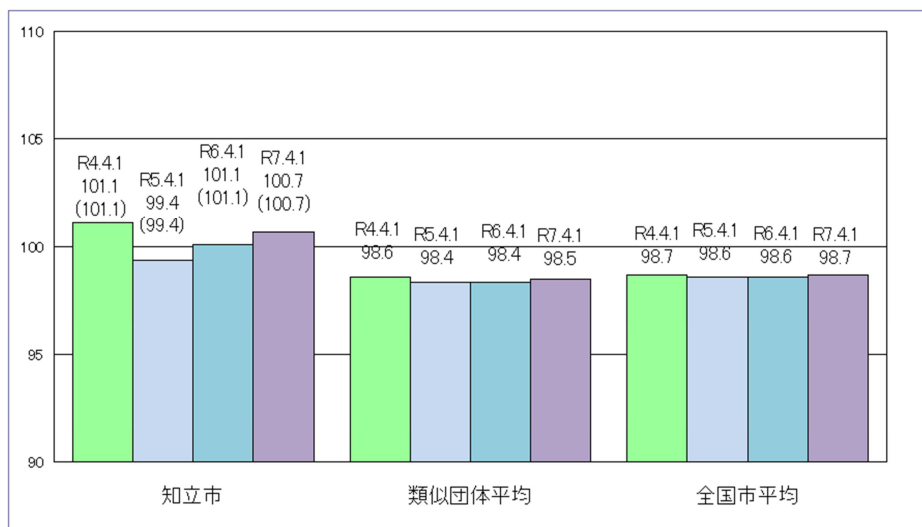
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤働手当	計 B		
6年度	人 465	千円 1,425,229	千円 398,139	千円 636,178	千円 2,459,546	千円 5,233	千円 6,129

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

国の平均月額より低い給料月額の職員が退職したため。

大卒経験年数10～15年では、国の平均月額の上昇額に対して、当市の平均月額の上昇額が高いため。

大卒経験年数25～30年では、国の平均月額の上昇額に対して、当市の平均月額の上昇額が高いため。

短大卒経験年数25～30年では、国の平均月額の上昇額に対して、当市の平均月額の上昇額が高いため。

高卒経験年数15～20年では、国の平均月額の上昇額に対して、当市の平均月額の上昇額が高いため。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均3.0%引上げ。若年層が在職する号俸に特に重点を置くとともに、おおむね30歳代後半までの職員が在職する号俸にも重点を置いた引上げを行った。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 9% に対し、知立市においては 10% を支給。

（実施時期）令和 8 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を引き下げることとし、令和 8 年 4 月 1 日時点は 9%、令和 9 年 4 月 1 日からは 8% を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
国基準による支給割合	10%	9%	8%
知立市の支給割合	10%	10%	9%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和 7 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
知立市	40.4歳	319,500円	417,987円	387,560円
愛知県	41.7歳	333,651円	444,313円	387,988円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.8歳	326,597円	397,663円	362,268円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
知立市	56.5歳	17人	297,400円	333,464円	330,611円				
うち用務員	*歳	1人	*円	*円	*円	用務員	49.0歳	251,000円	-
うちその他	56.2歳	16人	294,800円	328,939円	326,176円	その他	49.0歳	251,000円	1.34
愛知県	52.3歳	155人	306,790円	375,969円	345,277円				
国	51.3歳	1,703人	294,567円		337,907円				
類似団体	51.8歳	19人	305,103円	336,779円	320,403円				

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
知立市			
うち用務員	*円	3,395,700円	-
うちその他	5,510,768円	3,395,700円	1.62

(注)1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

4 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4年～令和6年3ヶ年平均)

5 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

6 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区 分		知 立 市	愛 知 県	国
一般行政職	大 学 卒	237,600円	230,900円	220,000円
	高 校 卒	206,700円	199,100円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	217,300円	184,900円	—
	中 学 卒	198,200円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（7年4月1日現在）

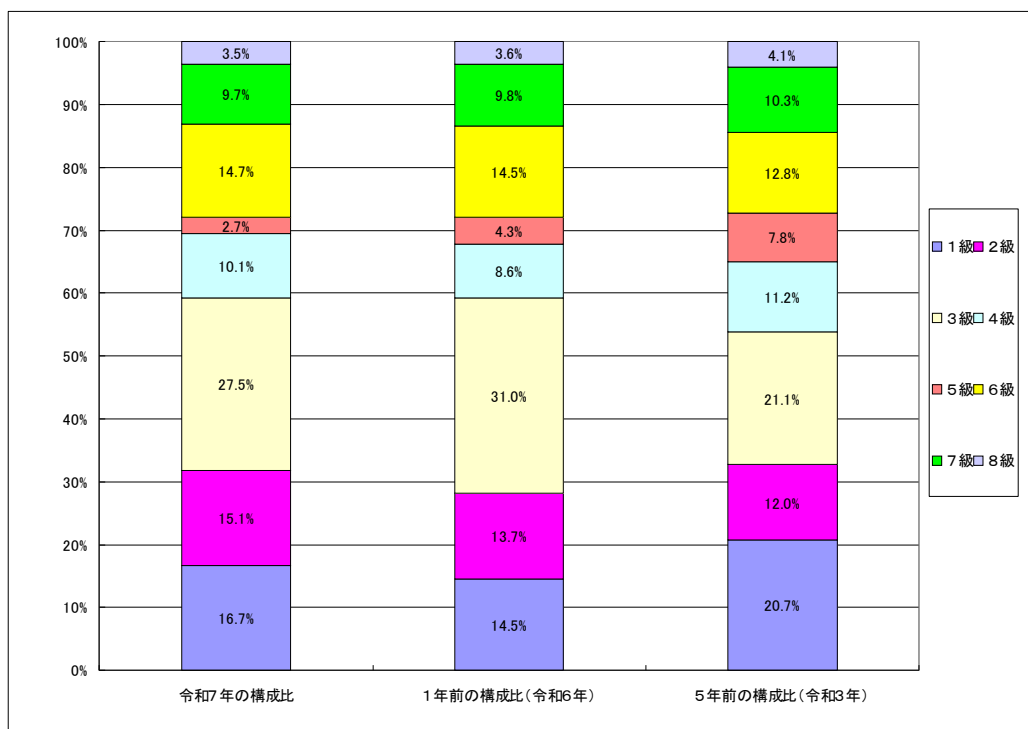
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	275,700円	379,600円	400,200円	401,800円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
技能労務職	大 学 卒	- 円	- 円	- 円	227,500円
	高 校 卒	238,700円	- 円	- 円	361,500円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

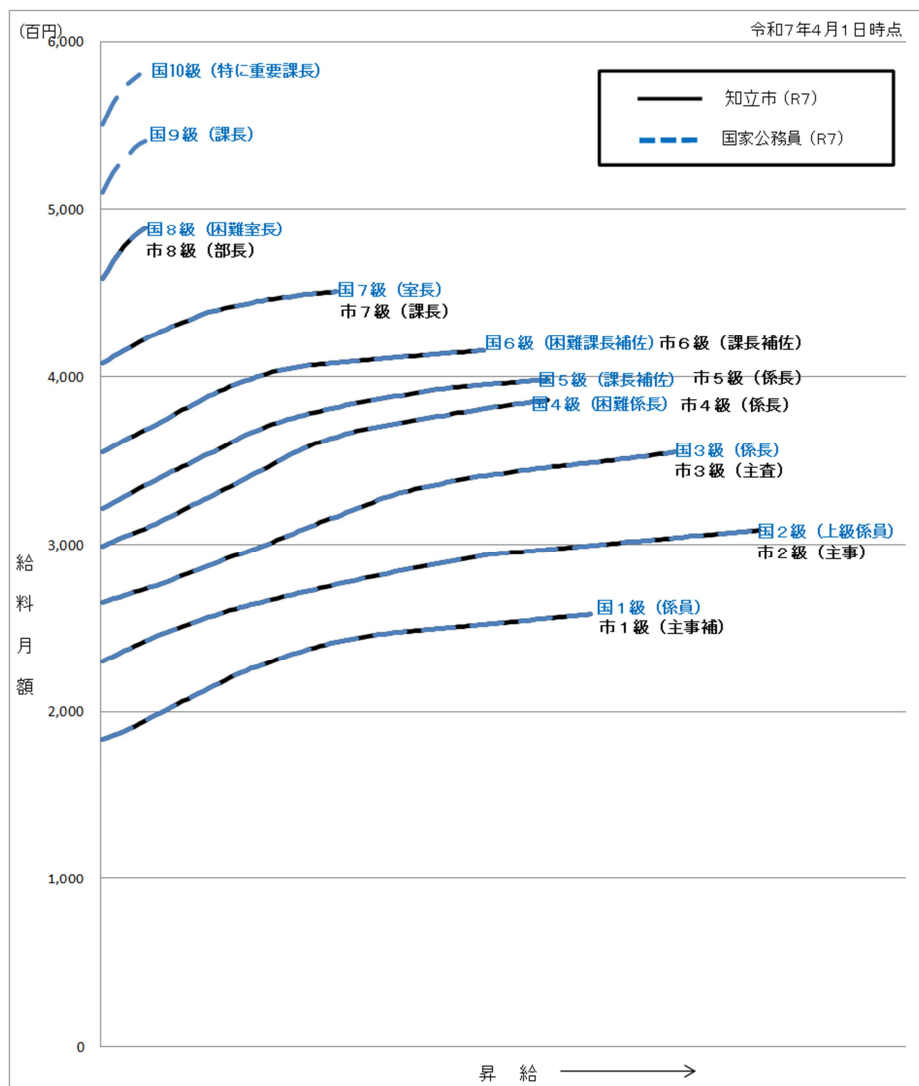
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長、次長	9人	3.5%	471,900円	501,500円
7級	課長	25人	9.7%	420,700円	463,000円
6級	主幹、課長補佐	38人	14.7%	366,800円	427,000円
5級	係長、担当係長	7人	2.7%	332,600円	409,000円
4級	係長、担当係長	26人	10.1%	309,800円	396,500円
3級	主査	71人	27.5%	276,300円	364,200円
2級	主事、技師	39人	15.1%	242,000円	316,800円
1級	主事、技師、主事補、技師補	43人	16.7%	195,800円	268,300円

- (注) 1 知立市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（知立市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

知 立 市	愛 知 県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,569千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,884千円	—
（6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 4～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（知立市）

令和○年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（7年4月1日現在）

知 立 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率 83.7/100			調整率 83.7/100		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%)		
自己都合 応募認定・定年 1人当たり 平均支給額 4,349千円 19,031千円			-		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		152,822千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		328,649円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全地域	10%	465人	9.0%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由	支給割合の低下による職員の生活への影響等を考慮して、令和8年度・令和9年度と段階的に減少させるため。		

(4) 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		330千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		11,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		6.5%		
手当の種類（手当数）		10手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（6年度決算）	左記職員に対する支給単価
防疫手当	看護・保健職	感染症患者若しくは、感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件の処理作業		日額 500円
	一般行政職 技能労務職	感染症の病原体を有する家畜若しくは、感染症の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業		日額 500円
行旅病死 取扱手当	一般行政職	行旅病人の救護収容作業		1人 500円
		行旅死人の死体処理に関する作業		1体 2,000円
防災手当	一般行政職	風水害その他の災害が発生又は発生するおそれがある場合において屋外で行う業務	5,100円	日額 300円
道路上作業手当	技能労務職	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	137,300円	日額 200円
用地交渉手当	一般行政職	用地の取得並びにこれに伴う補償及び登記に関し、これらの所有者又は権利者と現地において交渉する業務のうち、正規の勤務時間以外の時間において行う特に困難な交渉業務		1回 300円
税務手当	税務職	市税、国民健康保険税又は税外収入の滞納金徴収のための外勤業務	6,900円	日額 300円
		市税、国民健康保険税又は税外収入の滞納処分のための財産差押等の業務	73,500円	1件 500円
不快手当	技能労務職	死体火葬の作業		日額 500円
		犬、猫等の死体処理業務及び廃棄物処理作業で特に困難、危険な作業		日額 300円
福祉手当	一般行政職	ケースワーカーの業務	107,200円	日額 150円
自動車運転手当	技能労務職	バス又は特殊車両の運転業務		日額 300円
危険手当	一般行政職	公害調査のため特に危険な工場、事業所の立入検査業務		日額 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	97,270千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	338千円
支給実績（5年度決算）	80,837千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	329千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	配偶者……………3,000円 子……………11,500円 父母等……………6,500円 配偶者がいない場合 子……………11,500円 父母等……………6,500円 満16歳年度始めから、満22歳年度末までの間にある子1人につき加算 ……………5,000円	同じ		30,480千円	213,147円
住居手当	借家・借間 ……………16,000円を超える家賃の額に応じて、最高28,000円	同じ		27,343千円	270,723円
通勤手当	(1)交通機関利用者 ……………運賃相当額 (2)徒歩以外の交通用具使用者 ……………距離により 0～38,700円	同じ		25,559千円	71,998円
管理職手当	部長級……………104,200円 課長級…………… 77,400円 課長補佐級…………… 62,300円			78,518千円	892,252円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した場合 1時間当たり $\frac{((給料+地域手当(給料分)) \times 12)}{(1週間あたりの勤務時間 \times 52) - (19 \times 1日あたりの勤務時間数)} \times 135/100$	異なる	祝日法による休日等に勤務した場合 1時間当たり $\frac{((給料+地域手当(給料分)) \times 12)}{(1週間あたりの勤務時間 \times 52)} \times 135/100$	357千円	10,815円
管理職特別勤務手当	部長級……………10,000円 課長級……………8,500円 課長補佐級……………7,000円	異なる	官職に応じて、12,000円～6,000円	1,224千円	20,396円

5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	755,200円 (944,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,064,000円/686,000円	
	副 市 長	783,000円	879,000円/623,500円	
報 酬	議 長	502,000円	629,000円/376,900円	
	副 議 長	432,000円	575,000円/309,700円	
	議 員	410,000円	522,000円/286,600円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長 議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合) 3.45月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	$755,200 \times \text{在職月数} \times 0.392$ $783,000 \times \text{在職月数} \times 0.235$	14,209,843円 8,832,240円	任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

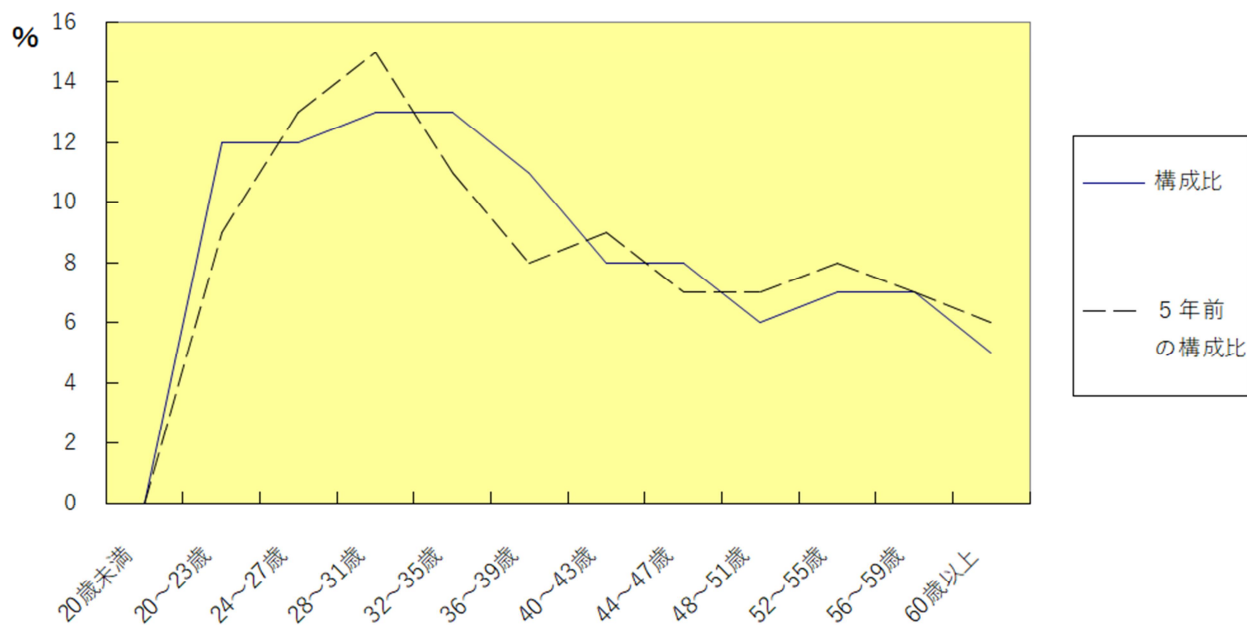
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	7	7	0	総務・財政部門強化のための増員 保育事業充実・社会福祉施設部門の体制強化のため増員 こども家庭センター設置のため減員 農業部門の体制強化のため増員
		総務	77	78	1	
		税務	28	28	0	
		民生	214	223	9	
		衛生	27	25	▲2	
		農林水産	7	8	1	
		商工 土木	6 61	6 61	0 0	
	計	427	436	9	<参考> 人口1万当たり職員数 60.02人 (類似団体 " 60.27人)	
	教育部門	38	37	▲1	正規職員から暫定再任用短時間に替わったため。	
	小計	465	473	8	<参考> 人口1万当たり職員数 65.11人 (類似団体 " 78.32人)	
公営 企業等 会計 部門	水道	14	14	0	下水道部門の体制強化のための増員 暫定再任用短時間から正規職員に替わったため 保険部門の体制強化のための増員 暫定再任用短時間から正規職員に替わったため	
	下水道	5	7	2		
	その他	14	16	2		
	小計	33	37	4		
合計			498 [541]	510 [541]	12 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 70.20人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	61人	59人	67人	66人	54人	39人	41人	29人	34人	34人	26人	510人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	411	414	415	415	427	436	25(6.1%)
教育	42	43	41	38	38	37	▲5(-11.9%)
消防	0	0	0	0	0	0	
普通会計計	453	457	456	453	465	473	20(4.4%)
公営企業等会計計	34	33	34	32	33	37	3(8.8%)
総合計	487	490	490	485	498	510	23(4.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	1,210,641千円	36,980千円	61,107千円	5.0%	5.0%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	14人	51,347千 円	17,710千 円	23,452千 円	92,509千 円	6,608千円	6,316千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	41.1歳	348,075円	550,648円
市町村平均	45.8歳	345,838円	524,813円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	知立市（水道事業を除く全職種）
1人当たり平均支給額（6年度） 1,675千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,569千円
（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	水道事業と同じ
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	水道事業と同じ

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（7年4月1日現在）

※公営企業職員の退職手当は、「4 職員の手当の状況（2）退職手当」に含めています。

ウ 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		5,582千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		398,724円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全地域	10%	14人	10%

エ 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		154千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		15,390円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		71.4%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（6年度決算）	左記職員に対する支給単価
危険手当	企業職	苛性ソーダ又は塩素を取り扱う業務	1,800円	日額 200円
徴収手当	企業職	滞納処分に伴う給水停止業務	0円	日額 300円
待機手当	企業職	水道施設の事故発生等に対応するため正規の勤務時間外に待機する業務	152,100円	1回 1,300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	6,386千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	581千円
支給実績（5年度決算）	4,007千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	445千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	配偶者……………3,000円 子……………11,500円 父母等……………6,500円 配偶者がいない場合 子……………11,500円 父母等……………6,500円 満16歳年度始めから、満22歳年度末 までの間にある子1人につき加算 ……………5,000円	同じ		1,548千円	193,500円
住居手当	借家・借間 ……………16,000円を超える家賃の額に 応じて、最高28,000円	同じ		336千円	336,000円
通勤手当	(1)交通機関利用者 ……………運賃相当額 (2)徒歩以外の交通用具使用者 ……………距離により 0～38,700円	同じ		777千円	70,596円
管理職手当	部長級……………104,200円 課長級…………… 77,400円 課長補佐級…………… 62,300円			2,927千円	975,600円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した場合 1時間当たり $\frac{((給料+地域手当(給料分)) \times 12)}{(1週間あたりの勤務時間 \times 52) - (19 \times 1日あたりの勤務時間数)} \times 135/100$	異なる	祝日法による休日等に勤務した場合 1時間当たり $\frac{((給料+地域手当(給料分)) \times 12)}{(1週間あたりの勤務時間 \times 52) - (19 \times 1日あたりの勤務時間数)} \times 135/100$	23千円	11,405円
夜間勤務手当	夜間（午後10時から翌日の午前5時）に勤務した場合 1時間当たり $\frac{((給料+地域手当(給料分)) \times 12)}{(1週間あたりの勤務時間 \times 52) - (19 \times 1日あたりの勤務時間数)} \times 25/100$	異なる	夜間（午後10時から翌日の午前5時）に勤務した場合 1時間当たり $\frac{((給料+地域手当(給料分)) \times 12)}{(1週間あたりの勤務時間 \times 52) - (19 \times 1日あたりの勤務時間数)} \times 25/100$	0円	0円